議案第６２号

田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、令和８年４月１日から田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務を変更し、規約を別紙のとおり変更する。

令和７年１２月１日提出

田川市長　　村　上　卓　哉

理　由

本案は、令和８年４月１日から田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務を変更し、規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を求めるものである。

田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議書（案）

令和８年４月から田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第１項の規定により規約の一部を次のとおり変更する。

田川地区広域環境衛生施設組合規約等の一部を変更する規約（案）

（田川地区広域環境衛生施設組合規約の一部変更）

第１条　田川地区広域環境衛生施設組合規約（令和３年２月５日２市町村第5486号許可）の一部を次のように変更する。

第３条第６号を同条第７号とし、同条第５号中「管理運営」を「設置、管理及び運営」に改め、同号を同条第６号とし、同条第４号を同条第５号とし、同条第３号中「し尿処理施設及び最終処分場の管理運営」を「最終処分場、し尿処理施設及び火葬場の設置、管理及び運営」に改め、同号を同条第４号とし、同条第２号の次に次の１号を加える。

（３）　火葬に関すること。

第15条第１項を次のように改める。

前条第１号に定める関係市町村の分賦金の割合は、次の表に定めるものとする。

番号	区　　分	割　　合
①	ごみ処理施設、最終処分場、及びスポーツ施設等に関する管理及び運営経費	人口割　50%、ごみ処理量割 50%
②	し尿処理施設に関する管理及び運営経費	人口割　50%、し尿処理量割 50%
③	火葬場に関する管理及び運営経費	遺体火葬数割　100%
④	議会及び総務に関する経費	人口割　100%
⑤	各施設の設置に関する経費	人口割　100%

第15条第３項を次のように改める。

３　第１項に規定するごみ処理量割、し尿処理量割、遺体火葬数割の基礎となるごみ処理量、し尿処理量、遺体火葬数は、当該会計年度の前々年度のごみ処理量、し尿処理量、遺体火葬数とする。

附則第２項中「処理量」を「し尿処理量」に改める。

（田川地区広域環境衛生施設組合規約の一部を変更する規約の一部変更）

第２条　田川地区広域環境衛生施設組合規約の一部を変更する規約（令和７年２月25日６行財支第6546号許可）の一部を次のように変更する。

附則第２項中「ごみの処理量」を「ごみ処理量」に、「関係市町村の処理量」を「関係市町村のごみ処理量」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第15条第３項に規定する当該会計年度の前々年度の遺体火葬数は、組合が管理運営する火葬場使用開始の初年度及び次年度にあっては、それぞれ前々年度及び前年度の田川地区斎場組合における関係市町村の遺体火葬数とする。

３　第15条の規定にかかわらず、この規約の施行後最初に建設する火葬場の設置に関する経費に係る関係市町村の分賦金の割合は、なお田川地区斎場組合規約（昭和49年４月23日許可）の例による。

令和７年　　月　　日

田川市長　村上卓哉

香春町長　鶴我繁和

添田町長　寺西明男

川崎町長　原口正弘

糸田町長　森下博輝

大任町長　永原譲二

福智町長　黒土孝司

赤村長　中村孝

田川地区広域環境衛生施設組合規約等の一部を変更する規約（案）

（田川地区広域環境衛生施設組合規約の一部変更）

第１条　田川地区広域環境衛生施設組合規約（令和３年２月５日２市町村第5486号許可）の一部を次のように変更する。

第３条第６号を同条第７号とし、同条第５号中「管理運営」を「設置、管理及び運営」に改め、同号を同条第６号とし、同条第４号を同条第５号とし、同条第３号中「し尿処理施設及び最終処分場の管理運営」を「最終処分場、し尿処理施設及び火葬場の設置、管理及び運営」に改め、同号を同条第４号とし、同条第２号の次に次の１号を加える。

（３）　火葬に関すること。

第15条第１項を次のように改める。

前条第１号に定める関係市町村の分賦金の割合は、次の表に定めるものとする。

番号	区　　分	割　　合
①	ごみ処理施設、最終処分場、及びスポーツ施設等に関する管理及び運営経費	人口割　50%、ごみ処理量割　50%
②	し尿処理施設に関する管理及び運営経費	人口割　50%、し尿処理量割　50%
③	火葬場に関する管理及び運営経費	遺体火葬数割　100%
④	議会及び総務に関する経費	人口割　100%
⑤	各施設の設置に関する経費	人口割　100%

第15条第３項を次のように改める。

３　第１項に規定するごみ処理量割、し尿処理量割、遺体火葬数割の基礎となるごみ処理量、し尿処理量、遺体火葬数は、当該会計年度の前々年度のごみ処理量、し尿処理量、遺体火葬数とする。

附則第２項中「処理量」を「し尿処理量」に改める。

（田川地区広域環境衛生施設組合規約の一部を変更する規約の一部変更）

第２条　田川地区広域環境衛生施設組合規約の一部を変更する規約（令和７年２月25日６行財支第6546号許可）の一部を次のように変更する。

附則第２項中「ごみの処理量」を「ごみ処理量」に、「関係市町村の処理量」を「関係市町村のごみ処理量」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第15条第３項に規定する当該会計年度の前々年度の遺体火葬数は、組合が管理運営する火葬場使用開始の初年度及び次年度にあっては、それぞれ前々年度及び前年度の田川地区斎場組合における関係市町村の遺体火葬数とする。

３　第15条の規定にかかわらず、この規約の施行後最初に建設する火葬場の設置に関する経費に係る関係市町村の分賦金の割合は、なお田川地区斎場組合規約（昭和49年４月23日許可）の例による。